

各支部の支部総会にぜひ参加を！

今年尾北民商は5月30日(日)午前、すいとびあ江南にて、第65回定期総会を開きます。これに先立って、各支部では下の表の予定で支部総会を行います。

新型コロナウイルス感染症により、去年は各支部の総会や尾北民商総会が行えませんでした。

総会は、普段会わない会員同士が顔を合わせ言葉を交わし、民商の仲間であることを再確認する貴重な機会です。また、班・支部の声を本部を通じて県や全国に届けるうえでも、大きな役割を果たしています。民商の民主的な運営に欠かせないのが総会です。

総会に参加できる人は、最寄りの役員か事務局に、あらかじめの連絡をお願いします。

なお各支部とも例年は支部総会の後に飲食を伴った懇親会を開いていましたが、今年は持ち帰りのお



弁当を用意することになっています。ただ会って話すことが困難を伴う状況ですが、自分と仲間の健康のために配慮の上、会員同士の連帯で、支部総会に参加しましょう。

尾北民商

ニュース

2021年
5月10日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



支部	開催日	開始時刻	会場
江南中支部	5月15日(土)	午後3時30分～	尾北民商事務所
江南東支部	5月15日(土)	午後2時～	尾北民商事務所
宮田草井支部	5月16日(日)	午前10時～	尾北民商事務所
岩倉支部	5月22日(土)	午後6時30分～	岩倉ふれあいセンター3階
犬山支部	5月23日(日)	午前11時～	民商犬山事務所
扶桑支部	5月16日(日)	午前10時～	扶桑町総合福祉センター
大口支部	5月15日(土)	午後6時～	喫茶アント

一時支援金の受付期間は5月31日(月)まで！対象者は検討を！

一時支援金の額は、個人は最大30万円、法人は最大60万円です。

対象業種は、協力金の対象とならなかった飲食店、飲食店との取引業者、流通関連業者、飲食品・器具備品の製造者、それら業者に商品・サービス提供を行う事業者、旅行・その他の主に対面で営業を行う業者です。

上記の内、2021年1～3月のいずれかの月の売上が、前年(2020年)か前々年(2019年)の同時期の半分以下なら対象になります。

ただし時短要請の協力金を受けた飲食店は給付対

象になりません。

ネットで登録の上、金融機関や書士などの確認機関として登録しているところで、事前確認通知番号の発行を受ける必要があります。

支援金が支給された後も、2019年1月から2021年対象月までの帳簿書類、商品・サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書もしくは登記簿などの資料を、提出は求められませんが7年間保存しなくてはなりません。

自分が対象となるのか、申請の方法がわからないなど、悩んでいる人は民商にご相談ください。